

決議 1779 (2007)

2007年9月28日、安全保障理事会第5750回会合で採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する従前の諸決議、とりわけ2007年7月31日の決議1769(2007)、2006年9月29日の決議1713(2006)、2006年4月25日の1672(2006)、2006年3月29日の1665(2006)、2005年12月21日の1591(2005)、2004年7月30日の1556(2004)およびスーダンに関する議長

の諸声明を想起し、
スーダン全土における平和への目標に対する強い公約、2005年1月9日の包括的和平合意の完全な履行、ダルフール紛争の解決への当事者間により合意された枠組み(ダルフール和平合意)の完全な履行、ダルフールにおける暴力と残虐行為の終了を再度強調し、

ダルフール和平合意において規定された、永続的な政治的解決および持続的な安全への基盤に対する確信を繰り返し表明し、同合意が署名者によって完全に履行されていないこと、またダルフールにおける紛争の全ての当事者によって署名されていないことを憂慮し、

継続する暴力、免責行為、そして結果として起こる人道状況の悪化に強い憂慮とともに留意し、民間人と人道援助職員の安全および必要としている人々への人道的アクセスに深い憂慮を繰り返し表明し、ダルフールの全ての当事者に対し、ただちに攻撃的行動を停止し、さらなる激しい攻撃を差し控えるよう求め、

空爆およびそのような攻撃において用いられる航空機が国際連合標識の使用をしてはならないことを要求し、AU/国連の仲介の下で2007年10月27日のリビアにおける交渉に参加することをまだ合意していない当事者に即時に合意するよう強く促し、紛争当事者に、これらの交渉のために肯定的な環境を創りだすために自制を行ないかつ軍事行動を停止することを要求し、

アフリカ連合、事務総長、それらの特使、およびダルフールにおける平和と安定を促進する地域の指導者の努力を賞賛し、完全な支持を繰り返し表明し、ダルフールにおけるダルフール国連AU合同ミッション(UNAMID)の緊急展開を期待し、AU/国連の仲介の下での政治的プロセスへの強い支持を表明し、

決議1591(2005)第3項(b)により事務総長に任命され、決議1651(2005)、1665(2006)、1713(2006)により延長された専門家パネルによる2007年4月13日の中間報告、および決議1591(2005)により設立された委員会に対して表明され現在考慮されているパネルの最終報告に留意し、パネルの勧告を研究し適切な次の段階を考慮する意図を表明し、

特権免除に関する国連憲章の規定、および国際連合の活動ならびにそのような活動に従事する人に適用する国際連合の特権及び免除に関する条約を尊重する必要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全への公約を再確認し、近隣友好原則、不干渉原則および地域の国家間関係における協力の重要性を想起し、

スーダン情勢は、地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

- 1 決議1591(2005)によって初めて指名され、決議1651(2005)、1665(2005)、および1713(2006)によってこれまで延長されていた、現在の専門家パネルの職務権限を2008年10月15日まで延長することを決定し、事務総長に対し、必要な行政上の措置を講じるよう要請する。

- 2 専門家パネルに対し、その活動の中間報告書を2008年3月29日より

も前に、本決議の採択後 90 日よりも前に、決議 1591 (2005) 第 3 項(a) にしたがって設立された委員会に対し暫定報告書を、その職務権限の終了前 30 日よりも前に、安保理に対し所見と勧告とともに最終報告書を、提出することを要請する。

- 3 専門家パネルに対し、アフリカ連合スーダン・ミッション(AMIS)の活動、それを引き継ぐダルフール国連 AU 合同ミッション(UNAMID)の活動、およびダルフールの政治的プロセスを促進する国際社会の努力と、適切にその活動を調整することを要請し、また、これとの関連で、パネルに対し、決議 1556 (2004) 第 7 項と第 8 項および決議 1591 (2005) 第 7 項により課せられた措置の全ての当事者による違反を減少させる進捗状況、および政治的プロセスの妨害を減少させる進捗状況について、その暫定および最終報告書で評価することを、さらに要請する。
- 4 全ての国家、関連国際連合機関、アフリカ連合および他の関心のある当事者に対し、とりわけ、決議 1591 (2005) および決議 1556 (2004) により課された措置の履行について、任意でなんらかの情報を提供することにより、委員会および専門家パネルに完全に協力することを促す。
- 5 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。